



令和7年度 地域貢献活動応援プロジェクト

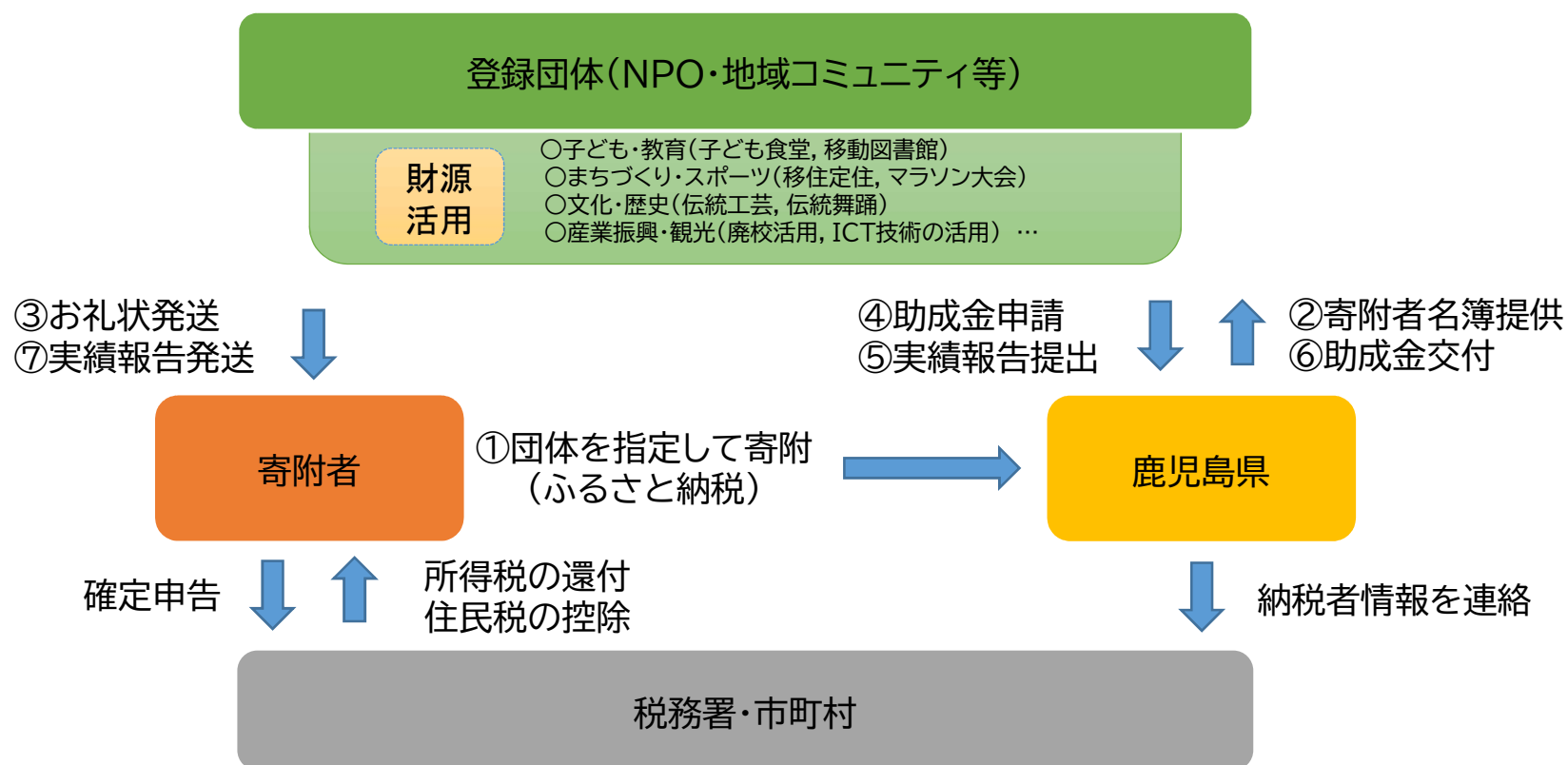
ふるさと納税(かごしま応援寄附金)を活用した寄附を通じて、地域課題の解決に向けた活動を行う地域コミュニティやNPO等の団体を支援します

< 制度の仕組み >

- ① あらかじめ県に団体を登録する(3カ年経過後の年度末まで有効)
- ② 寄附金を募集
- ③ 情報発信講座の受講
- ③ 寄附受入額を活用し、翌年度助成
 - 助成金額は、前年12月末現在の寄附金額の90%を上限に翌年度に助成
 - 団体が希望する場合は、寄附のあった年度の翌年度以降に、助成金の交付を留保することも可能

※令和7年度当初予算成立が前提であり、今後変更になる可能性もあります

ふるさと納税(かごしま応援寄附金)の仕組み



～ ふるさと納税を活用することのメリット ～

メリット① 地域の魅力を知ってもらうことができる(**認知度拡大**)
どんなに素晴らしい活動でも知ってもらはなくては広がりません。納税者は納税先の地域を決めるにあたり、その地域のことを知ろうとします。その地域の特産物や名所の魅力など、積極的にアピールすることでより多くの方に認知してもらえます。

メリット② 地域との関わりしろを増やすことができる(**関係人口の創出**)
その地域の魅力に触れ旅行で訪れる方や地場産品を購入するなど、地域に関わる行動を起こす起爆剤になる。

メリット③ 団体のCSR(社会貢献活動)や成果を**アピール**できる。

メリット④ 独自に寄附の仕組みを持たない団体も**資金調達**に利用できる。

メリット⑤ 団体への直接寄附よりも、ふるさと納税の方が税制面などで寄附者のメリットが大きく**寄附を集めやすい**。

メリット⑥ 寄附金受領証明書発行等の手続きを県で行うため、寄附金に関する**事務を省略**できる。

～ 応募(団体登録)の要件 ～

主な団体要件

- ア 定款や規則等を有し, 責任者が明確で, 独立した経理を行っていること。
- イ 主たる事務所の所在地が県内にあり, 県内で1年以上の営利を目的としない活動実績があること。
- ウ 実施しようとする事業内容が, 定款や規約等に適合していること。
- エ NPO法人にあっては, 特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- オ 事業計画・事業実績, 予算, 決算及び財務書類を整備し, 自ら情報を広く開示していること。
- カ 10人以上の構成員で組織された団体であること。ほか

主な活動要件

- ア 公益性の高い活動を行っていること。
- イ 活動を行う主たる区域が県内であること。
- ウ 継続的な活動が見込まれること。
- エ 法令違反, 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- オ 次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 宗教, 政治的な活動を行うこと。
 - (イ) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦・支持・反対する活動を行うこと。ほか



団体募集の際に変更になる
可能性があります

～ 応募から助成金交付までの流れ ～

① 応募(団体登録)

登録の有効期間は登録の日の属する年度から3ヵ年経過後の年度末まで

② 寄附金募集

- ・パンフレットの配布やホームページへの掲載等により周知
- ・団体の魅力を団体自ら情報発信

③ 助成金交付申請(翌年度)

事業計画作成

④ 事業実施

事業計画に基づく事業の実施

⑤ 事業実績報告

⑥ 助成金の交付

※ 助成金額は、前年12月末現在の寄附金額の90%を上限に助成

※ 団体が希望する場合は、寄附のあった年度の翌年度以降に、助成金の交付を留保することも可能
(翌年度以降にまとめて交付を受けることもできます。)



※令和7年度当初予算成立が前提であり、今後変更になる可能性もあります